

八王子市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

現状

(1) 平均給与等の民間比較

本市状況については、東京都の民間企業従業員との比較では次表1のとおりとなっています。

比較対象の民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成16年から平成18年の3ヶ年平均です。

< 賃金センサス >

賃金センサスとは、主要産業に雇用される労働者を対象にその賃金の実態を明らかにすることを目的として、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」のデータです。

今回、総務省通知に基づき、総務省が提供する賃金センサスに基づく民間類似職種

の賃金と本市技能労務職の給与を比較しておりますが、賃金センサスにおいては

ア 公務類似ではない産業のデータも含むこと

イ 日々雇用者等のデータ等も含むこと

ウ 本市技能労務職員については、業務副主査、業務主任などの役職者を含むが、民間企業従業員データからは係長、職長などの役職者は除かれていること

以上のような違いがあることから、単純に比較することは適切ではありませんが、民間の給与水準として参考比較として掲載しています。

表1 区分ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	八王子市				
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (千円)	平均給与月額 (千円)	平均給与月額(国ベース) (千円)
全体	48.4	809	383.2	477.6	460.0
清掃職員	48.4	380	384.7	492.0	465.2
学校給食員	47.1	174	373.1	448.6	442.7
用務員	48.10	120	384.5	468.7	462.9
守衛	49.0	8	387.9	548.6	468.2
自動車運転手	50.5	15	405.8	514.3	484.4
その他	49.3	112	388.7	473.5	462.4

対応する民間の 類似職種	民間企業	
	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (千円)
廃棄物処理 業従業員	43.3 (43.8)	299.8 (337.1)
調理士	37.7	302.5
用務員	53.9 (49.7)	227.2 (326.3)
守衛	60.7	316.9
自家用自動 車運転手	58.0	342.8

八王子市のデータは平成19年4月1日現在のものです。

その他の区分の職員は事務補助員、ボイラー技士、営繕作業員などです。

平均給与月額とは給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当など月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含みます。

平均給与月額（国ベース）は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

賃金センサスにおいて都内データが公表されていない清掃職員及び用務員については、全国平均を記載しています。なお、下段カッコ書きデータは、総務省が平成19年7月に公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職との比較」による調査結果データ（東京都）です。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

なお、表2において、本市技能労務職員の経験年数別人数及び平均給与に関するデータを示しています。

表2 区分ごとの経験年数別人数・平均給与

	10年以上15年未満		15年以上20年未満		20年以上25年未満		25年以上30年未満		30年以上35年未満		35年以上		総計	
	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与	人数
清掃職員	29.3千円	4人	34.7千円	17人	40.7千円	61人	46.3千円	66人	50.2千円	86人	52.4千円	146	47.9千円	380人
学校給食員	28.5	3	31.8	14	38.5	30	43.6	20	47.6	44	50.0	63	44.8	174
用務員			33.4	9	39.5	15	45.6	6	48.2	37	50.4	53	46.8	120
守衛					39.1	1	48.5	1	52.7	3	54.7	3	51.2	8
自動車運転手			47.9	1			54.3	2	50.5	10	54.3	2	51.4	15
その他			34.4	4	40.7	13	44.5	19	46.9	24	51.8	52	47.6	112
全体	28.9	7	33.8	45	40.0	120	45.6	114	48.9	204	51.5	319	47.1	809

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表

平成20年4月から適用の技能労務職給料表は、別紙のとおりです。

イ 手当等

本市では給料のほか、表3に掲げる諸手当を条例の規定に基づき支給しています。

表3 諸手当（毎月決まって支給される手当）

区分	八王子市	
	配偶者	13,700円
扶養手当	扶養親族	1人につき 7,700円
	16～22歳の子がいる場合の加算	1人につき 4,900円
	支給率	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の12%
住居手当	自己所有	13,800円 世帯主またはこれに準ずる者
	賃貸住宅	
通勤手当	交通機関（電車・バス等）	運賃相当額（鉄道利用は6か月定期代金を一括支給）
	交通用具（車・自転車等）	通勤距離に応じて支給 2,000～22,300円

八王子市のデータは平成19年4月1日現在のものです。

上記のほか実績に応じて支給される時間外勤務手当、特殊勤務手当等、また、民間企業において一時金として支給される期末・勤勉手当があります。

ウ 昇給制度

(ア) 昇給の時期

年1回、原則として10月1日に実施しています。

(イ) 昇給幅

勤務成績に応じ4号給を標準として0～8号給の幅で昇給を決定しています。

(58歳以上の職員にあっては昇給停止)

エ 昇任昇格制度

本市技能労務職員の昇任制度は、表4のとおりとなっています。

毎年「昇任昇格選考実施要綱」に基づき選考を実施し、昇任昇格する職員を決定しています。

表4 技能労務職 級別標準職務表

技能労務職給料表における級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	2級、3級、4級又は5級に属さない職員の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	業務主任の職務
4級	業務副主査の職務

3 本市のこれまでの取組み

(1) 給料水準の見直し

表5 給与改定

年度	平均改定率	実施時期
H15年度	1.07%	H15.12.1
H16年度	±0.00%	H16.12.1
H17年度	0.85%	H17.12.1
H18年度	0.31%	H18.12.1
H19年度	0.07%	H20.3.31

(2) 任用給与制度の見直し

職務給給料表への切替え (H11年度)

住居手当の支給基準の見直し (H12年度・H19年度)

通勤手当の支給方法の是正 (H15年度)

58歳昇給停止制度の導入 (H15年度)

退職手当支給率の見直しと退職時特別昇給の廃止（H16 年度）
特殊勤務手当の見直しと支給適正化（H13～H19 年度）
給与構造改革の実施（H18 年度～）
昇任昇格制度の見直しと 5 級制から 4 級制への給料表の見直し（H20 年度～）

- 4 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方
行財政改革プラン【追補】（H18 年度策定）の内容の実現

< 行財政改革プラン【追補】 >

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/keikaku/gyoukakuplan_tuiho.html

- 5 取組み内容

新しい地方自治、市民協働の時代にふさわしい職員のあり方・働き方と併せ、給与水準の適正化に向けたしくみづくり

現場サービスの再構築

技能労務職から現場サービススペシャリストへの転換（脱単純労務職）

給料表及び昇任制度の再構築

給与水準の最適化（民間給与との均衡）

- 6 その他

今後、上記取組みの具現化に向け、引続き見直しを実施していきます。

この取組方針は、平成 19 年 7 月 6 日付、総務省通知「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」を踏まえ策定したものであり、技能労務職の給与等の見直しに向けた取組みについて市民のみなさまに公表するものです。